

○新見公立大学大学院博士論文審査基準

令和5年4月1日

基準第14号

(趣旨)

第1条 新見公立大学大学院健康科学研究科における博士の学位論文の審査基準は、この基準の定めるところによる。

(審査・評価)

第2条 博士の学位論文は以下の観点から審査・評価する。

1 審査・評価項目	
(1) 表題	・論文内容を反映した表題である
(2) 目的・背景	・研究目的が明確である ・新規性・独創性がある
(3) 研究方法	・対象の選定が適切である ・データ収集方法が適切である ・分析方法が適切である ・倫理的配慮がなされている ・文献検討が十分されている
(4) 結果	・目的に沿った分析結果を記述している ・図表の表し方が適切である ・結果の信頼性や再現性・適用範囲が明確である
(5) 考察	・結果に基づいた考察である ・目的に沿った考察である ・先行研究との比較、文献引用が適切である
(6) 看護の視点	・看護活動の向上、改善に役に立つものである
(7) 完成度	・論文に一貫性がある ・誤字・脱字がない ・文章表現が適切である
(8) プレゼンテーション	・わかりやすさ・説得力がある ・質問に対する回答が明確である
2 審査・評価基準	
上記項目についての判断をもとに、論文として適しているか否かを総合的に判定する。	

附 則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。